

交際費等の損金算入に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・	・	法 人 名	
-------------	---	---	-------	--

御 注 意

4 3 2 (2) (1) 期末の資本金の額又は出資金の額(資本又は出資を有しない連結親法人等については、措置法施行令第39条の93の規定により計算した金額)が1億円以下である連結親法人(資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人による完全支配関係にある連結親法人など、法人税法第66条第2号又は第3号に掲げる連結親法人に該当するものを除きます。):「1」の金額又は「八〇〇万円×当期の月数÷12」により計算した金額のうち少ない金額
 (1)以外の連結親法人:「0円」
 措置法第68条の66第4項に規定する飲食費について同項第2号の規定を適用している場合は、措置法施行規則第21条の4に規定する書類を保存する必要があります。
 税抜経理方式を適用している連結法人は、交際費等に係る消費税等の額のうち控除対象外消費税額等に相当する金額を交際費等の額に含めて損金不算入額を計算する必要があります。

支出交際費等の額の合計額 (20の⑤)	1				円	損 金 算 入 限 度 額 (2)又は(3)	4			円
支出接待飲食費損金算入基準額 (21の⑤) × $\frac{50}{100}$	2					損 金 不 算 入 額 (1)-(4)	5			
中小連結法人の定額控除限度額 [(1)の金額又は800万円 × $\frac{12}{12}$] 相当額のうち少ない金額	3									
法 人 名										
科 目		①	②	③	④	⑤				
交 際 費	6	円	円	円	円					
	10									
	11									
	12									
	13									
	14									
	15									
	16									
	17									
支 出 額 の 合 計 額	18									円
交際費等の額から控除 される費用の額の合計額	19									
差引交際費等の額 (18) - (19)	20									
同上的うち接待飲食費の額	21									
個別所属損金不算入額 支出接待飲食費損金算入基準の適用がある場合 又は支出交際費等の損金算入額がない場合 (20) - (21) × $\frac{50}{100}$	22									
同上以外の場合 (20の①)、(20の②)、 (20の③)又は(20の④) (5) × $\frac{50}{100}$	23									

【No.3】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.43】当連結事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額が100億円を超える連結親法人であるにもかかわらず、21欄の計算をしていませんか。また、これらの額が1億円を超える連結親法人、又は一若しくは完全支配関係のある複数の大法人(資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人等)に発行済株式等の全部を保有されている連結親法人であるにもかかわらず、3欄の計算をしていませんか。